

居宅介護支援事業所うちこ園 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人大志会が設置する居宅介護支援事業所うちこ園（以下事業所という。）が行う指定居宅介護支援の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。
 - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 居宅介護支援事業所 うちこ園
- 二 所在地 愛媛県喜多郡内子町内子 3683 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を統括する。
- 二 介護支援専門員 4 名（管理者兼任含む）
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の提供方法）

- 第6条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 2 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。
 - 3 介護予防支援業務及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の介護予防ケアマネジメント業務にあっては各市町村指定の地域包括支援センターと業務委託契約を結び、同センターより委託を受けて事業を行う。
- 第7条 正当な理由なく事業の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な事業の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど、必要な措置を講じる。

第8条 事業の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定の有効期間を確認する。

第9条 被保険者の要介護認定等に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

2 事業の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

3 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助をする。

第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や利用者やその家族から求められた時は、これを提示する旨を指導する。

（事業の内容）

第11条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。

5 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

6 介護支援専門員は、医療サービスに係る主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という）の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける際、主治の医師の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。

7 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合には、利用者によるその旨（同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの指定については、変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。

9 介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。

10 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画ガイドライン方式を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

11 サービス担当者会議は、通常、事業所内の会議室（応接室）で開催する。

12 介護支援専門員は、月1回以上利用者の居宅を訪問し、その家族及び指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、1月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録する。

13 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対

する照会等により、居宅介護サービス計画の内容について、担当者から意見を求める。

(指定居宅介護支援、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料等)

第 12 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 k m 毎に 50 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 第 1 項の利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、喜多郡内子町の地域とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 14 条 市町村もしくは国民健康保険連合会に対して、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文書を毎月提出する。

(事故発生時の対応)

第 15 条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに国民健康保険団体連合会、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。尚、管理者に報告しなければならない。

(研修の実施)

第 16 条 介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

二 継続研修 年 4 回以上

(秘密の保持)

第 17 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(居宅サービス提供事業者からの利益收受の禁止)

第 18 条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用する旨の指示は行わない。また、その事業者から金品その他の財産上の利益を收受することはしない。

(苦情の処理)

第 19 条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする

2 事業所は、利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第 20 条 事業所は、従業者、施設、構造設備並びに会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(虐待の防止)

第21条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための職員研修の実施（年2回）
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他、虐待防止のために必要な措置

第21条の2

当事業所は、サービス提供中に当事業所職員または利用者を擁護する立場の者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第22条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理)

第22条 当事業所は、感染症の予防及びまん延防止の為に、次に掲げる通り措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対する感染症の予防およびまん延防止の為の研修を定期的実施する。

(事業継続計画)

第23条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の事業継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

附則

この規程は、平成14年6月1日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成16年12月15日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成18年8月15日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成18年12月1日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成19年1月10日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 27 年 2 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 28 年 12 月 15 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、平成 31 年 1 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 元年 11 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この運営規程の一部を改正する運営規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。